

事 務 連 絡
平成 22 年 4 月 22 日

(登録特定特殊自動車検査機関)
社団法人 日本建設機械化協会 殿

環境省 水・大気環境局
自動車環境対策課

「特定特殊自動車使用確認実施要領について」の一部改正について

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）の一部改正に伴い、今般、「特定特殊自動車使用確認実施要領について」の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので通知いたします。

記

1. 送付資料

- 1) 「特定特殊自動車使用確認実施要領について」新旧対照表

2. 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課 オフロード法担当
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
TEL : 3581-3351 (内線 6525) FAX : 03-3593-1049
E-mail : kanri-jidosha@env.go.jp

以上

「特定特殊自動車使用確認実施要領について」の一部改正
新旧対照表

改正 平成22年4月9日付け平成22-04-05製第5号、国総施案第306号、国自案第289号、国自案第100330004号

改正	現行																		
<p>特定特殊自動車使用確認実施要領</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 試験方法</p> <p>1 特定原動機技術基準に適合するかどうかの試験は、表1の第1欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表第2欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等」に關して必要な事項を定める告示」(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。)に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="734 1108 917 1982"> <thead> <tr> <th>特定原動機の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第3号に規定する方法</td> <td>ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙3-1)</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第4号に規定する方法</td> <td>無負荷急加速黒煙測定試験方法(別紙3-2)</td> </tr> </tbody> </table>	特定原動機の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第3号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙3-1)	軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第4号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定試験方法(別紙3-2)	<p>特定特殊自動車使用確認実施要領</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 試験方法</p> <p>1 特定原動機技術基準に適合するかどうかの試験は、表1の第1欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表第2欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等」に關して必要な事項を定める告示」(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。)に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="734 228 917 1108"> <thead> <tr> <th>特定原動機の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第6号に規定する方法</td> <td>ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙3-1)</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第7号に規定する方法</td> <td>無負荷急加速黒煙測定試験方法(別紙3-2)</td> </tr> </tbody> </table>	特定原動機の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第6号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙3-1)	軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第7号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定試験方法(別紙3-2)
特定原動機の種類	測定方法	試験方法																	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第3号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙3-1)																	
軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第4号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定試験方法(別紙3-2)																	
特定原動機の種類	測定方法	試験方法																	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第6号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法(別紙3-1)																	
軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第7号に規定する方法	無負荷急加速黒煙測定試験方法(別紙3-2)																	
<p>2、3 (略)</p> <p>第7 判定基準</p> <p>1 特定原動機は、表3の左欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表右欄に掲げる告示に定める基準に適合していること。</p> <p>表3</p> <table border="1" data-bbox="989 1108 1125 1982"> <thead> <tr> <th>特定原動機の種類</th> <th>告示に定める基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第3号及び同条第2項の基準</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第4号及び同条第2項の基準</td> </tr> </tbody> </table>	特定原動機の種類	告示に定める基準	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第3号及び同条第2項の基準	軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第4号及び同条第2項の基準	<p>2、3 (略)</p> <p>第7 判定基準</p> <p>1 特定原動機は、表3の左欄に掲げる特定原動機の種類に応じて、同表右欄に掲げる告示に定める基準に適合していること。</p> <p>表3</p> <table border="1" data-bbox="989 228 1125 1108"> <thead> <tr> <th>特定原動機の種類</th> <th>告示に定める基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第6号及び同条第2項の基準</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第2条第1項第7号及び同条第2項の基準</td> </tr> </tbody> </table>	特定原動機の種類	告示に定める基準	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第6号及び同条第2項の基準	軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第7号及び同条第2項の基準						
特定原動機の種類	告示に定める基準																		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第3号及び同条第2項の基準																		
軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第4号及び同条第2項の基準																		
特定原動機の種類	告示に定める基準																		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第2条第1項第6号及び同条第2項の基準																		
軽油を燃料とするもの	告示第2条第1項第7号及び同条第2項の基準																		
<p>2 (略)</p> <p>第8 確認証</p> <p>1 (略)</p> <p>2 確認証の交付の際に、次に定めるところにより、確認番号を付与する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第8 確認証</p> <p>1 (略)</p> <p>2 確認証の交付の際に、次に定めるところにより、確認番号を付与する。</p>																		

<p>NI-000 (ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの) <u>NI2-000 (軽油を燃料とするもの)</u></p> <p>3、4 (略)</p> <p>第9～第11 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>別紙1、別紙2 (略)</p>	<p>NI-000</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第9～第11 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>別紙1、別紙2 (略)</p>
<p>別紙3-1 ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法</p> <p>1. 適用範囲 特定原動機又は特定特殊自動車のガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法は、告示第2条第1項第3号又は告示第7条第1項第1号の規定によるほか、この規定によるものとする。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>別紙3-2 (略)</p>	<p>別紙3-1 ガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法</p> <p>1. 適用範囲 特定原動機又は特定特殊自動車のガソリン・液化石油ガス特定原動機・特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法は、告示第2条第1項第3号又は告示第7条第1項第1号の規定によるほか、この規定によるものとする。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>別紙3-2 (略)</p> <p><u>附則</u> 1. 施行期日 本改正規定は、平成23年4月9日から施行する。 2. 経過措置 告示第12条第2項及び告示第14条第2項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>